

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本特殊陶業株式会社			コード	5334
提出日	2025/5/27	異動（予定）日	2025/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外取締役選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	土井 美和子	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	高倉 千春	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
3	三村 孝仁	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
4	真茅 久則	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
5	永富 史子	社外取締役	○													○		有
6	Christina L. Ahmadjian	社外取締役	○													○		有
7	内山 英世	社外取締役	○										△				訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	土井美和子氏が2025年3月まで理事を務めていた東北大学と当社グループの間で主に共同研究に関する相互の取引関係がありますが、いずれの取引金額も当社グループの売上収益及び同大学の総事業収入の0.1%未満と極僅少であることから、独立性は十分に確保されています。	情報通信分野における研究者としての豊富な経験及び卓越した実績を有するとともに、事業会社において新規事業の立ち上げに携わり、事業開発に関する高い見識を有しています。当社においては、その経験・見識等に基づき、社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレート・ガバナンス強化のために重要な役割を果たされています。 加えて、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触せず、当社が定める「独立役員選任基準」（4. 補足説明参照）を満たしていることから、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ています。
2		米国Georgetown大学にてMBAを取得後、組織構築・人材開発分野のコンサルタントを経て、国際的な製薬企業をはじめとする幾多のグローバル企業において人的資本経営の推進や組織改革に携わり、人的資本経営やグローバルな組織経営に関する豊富な経験及び高い見識を有しています。当社においては、その経験・見識等に基づき、社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレート・ガバナンス強化のために重要な役割を果たされています。 加えて、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触せず、当社が定める「独立役員選任基準」（4. 補足説明参照）を満たしていることから、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ています。
3		事業会社において事業責任者や代表取締役会長を歴任する等、長年にわたり執行と監督の両面から経営に携わり、企業経営やコーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有しています。また、海外市場の開拓やM&Aを通じた事業拡大にも携わるなど、グローバルビジネスや事業開発・M&Aに関する豊富な経験を有しています。当社においては、その経験・見識等に基づき、社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレート・ガバナンス強化のために重要な役割を果たされています。 加えて、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触せず、当社が定める「独立役員選任基準」（4. 補足説明参照）を満たしていることから、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ています。
4	真茅久則氏が2024年6月まで取締役会長を務めていた富士フィルムビジネスイノベーション株式会社及びその子会社と当社グループの間で主に複合機及びソフトウェアに関する取引関係がありますが、取引金額はいずれも各社の売上高の0.1%未満と極僅少であり、同氏は、当社が定める独立役員選任基準を満たしていることから、独立性は十分に確保されております。	事業会社の経営企画部門において長年にわたり組織改革や新規事業創出・M&Aを通じた事業ポートフォリオ改革に携わるとともに、事業部門や事業子会社の経営責任者としてグローバルな事業運営に携わるなど、企業経営や事業開発・M&A、グローバルビジネスに関する豊富な経験と高い見識を有しています。当社においては、その経験・見識等に基づき、社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレート・ガバナンス強化のために重要な役割を果たされています。 加えて、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触せず、当社が定める「独立役員選任基準」（4. 補足説明参照）を満たしていることから、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ています。
5		長年にわたり弁護士として培われた専門的な知識及び豊富な経験を有しており、その専門的な知見を活かして、監査等委員である社外取締役として経営全般に対する監査及び監督をいただいております。また、経営全般に対して適宜適切な提言をいただいております。また、経営全般に対して適宜適切な提言をいただいております。また、経営全般に対して適宜適切な提言をいただいております。 加えて、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触せず、当社が定める「独立役員選任基準」（4. 補足説明参照）を満たしていることから、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ています。
6		企業経営、コーポレート・ガバナンス及び組織文化の研究者としての豊富な経験と高い見識を有しているとともに、数多くの企業において社外取締役として経営に關与した経験を有しており、その経験・見識等を活かして、監査等委員である社外取締役として経営全般に対する監査及び監督をいただいております。また、経営全般に対して適宜適切な提言をいただいております。また、経営全般に対して適宜適切な提言をいただいております。 加えて、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触せず、当社が定める「独立役員選任基準」（4. 補足説明参照）を満たしていることから、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ています。
7	内山英世氏は、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の出身ですが、同監査法人に在職中に当社の会計監査に關与しておらず、2015年6月に同監査法人を退職してから10年が経過しています。また、同監査法人は法令に基づいて当社から独立した立場で会計監査を実施していることは勿論のこと、当社が同監査法人に支払っている金額は、同監査法人が受け取る総報酬額のうち、0.1%未満と極僅少であることから、独立性は十分に確保されています。	長年にわたり公認会計士として培われた専門的な知識及び豊富な経験を有しているとともに、監査法人及びグローバル・コンサルティングファームの経営者としての豊富な経験を有しています。その経験・見識等を活かして、監査等委員である社外取締役として経営全般に対する監査及び監督をいただいております。また、経営全般に対して適宜適切な提言をいただいております。また、経営全般に対して適宜適切な提言をいただいております。 加えて、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触せず、当社が定める「独立役員選任基準」（4. 補足説明参照）を満たしていることから、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ています。

4. 補足説明

当社は、会社法で定められた社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の独立性基準に加えて、下記の通り当社独自の「独立役員選任基準」（※注1）を策定し、これら全てを満たす者を独立役員に指定することといたします。 1. 当社グループとの間で、直近過去3年間における双方いずれかの連結売上収益（連結売上高）の2%以上の取引がある取引先において、直近過去3年間に取締役、監査役、執行役または支配人その他の使用人（執行役員を含み、社外取締役、社外監査役を除く。以下「取締役等」という）になったことがない者 2. 当社グループの現在の主要株主および当社グループが主要株主である会社の取締役等でない者 （なお、主要株主とは、議決権所有割合が10%以上の株主とする） 3. 当社グループの主要借入先において、直近過去3年間に在籍していない者（なお、主要借入先とは、当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者とする） 4. 当社グループから現在報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者でない者 5. 当社グループが直近過去3年以内のいずれかの年度において1,000万円以上の寄付をしていない者（※注2） 6. 当社グループから取締役等を受け入れている会社又はその子会社の取締役等でない者 7. 現在または過去における当社グループの取締役等の二親等以内の親族でない者 8. 当社グループと恒常的に実質的な利益相反が生じる恐れのない者 （注1）ただし、企業合併その他意図せずした背景等で第三者に対して明確に独立性を説明できる理由がある場合には、上記に該当した場合でも独立役員の意見を尊重した上で認める場合があります。 （注2）ただし、1,000万円以上の寄付を行った場合であっても、当該寄付が独立役員候補者と同一の大学・研究所等に所属する別の教授や研究室に個別に行われた寄付である等、第三者に対して当該寄付が独立役員候補者の独立性の判断に影響を与えないことを明確に説明できる理由がある場合には、独立役員の意見を尊重した上で認める場合があります。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。